

## 投資信託について（窓口では、投資信託をご案内しております）

- 1.投資信託は、貯金等でも共済契約でもありません。
- 2.投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
- 3.投資信託は、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には、このほかに為替変動もあります）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。
- 4.投資信託は、元本の返済は保証されていません。
- 5.投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うこととなります。
- 6.投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
- 7.当組合は、投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には、管理会社）が行います。
- 8.お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面、投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にご確認願います。
- 9.貯金等は、共済契約ではありません。